

令和4年度  
事業報告書

令和5年4月

一般社団法人 全国建設業協会

## 目 次

はじめに	… 1
1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工	… 2
2. 処遇改善と働き方改革	… 3
3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組	… 8
4. 建設業における社会的責任への取組	… 12
5. 戦略的広報の推進	… 14
6. その他事業・行事の開催	… 15
7. 主な要望事項等	… 18

## はじめに

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が終息しつつある中、昨年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻により緊迫化する国際情勢は、我が国を含む世界の政治経済に深刻な影響を与え、社会経済活動の正常化に向けた動きによる世界的な物価高騰や円安により、建設業においても資材価格等の高騰・品薄などの影響を大きく受けた。

令和4年度の国の公共事業関係費は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の令和3年度第3次補正予算と併せて約8.1兆円と前年度とほぼ同額であったが、地域建設業は、公共発注者との意見交換等の成果もあり、着実にこれを施工し、施工余力についての懸念の声を払いのけ、更なる社会資本整備への力を示すことができた。

また、令和4年度も台風や豪雨・豪雪、鳥インフルエンザ・豚熱等の様々な災害・防疫対応が全国各地で発生したが、地域建設業はこれらに迅速・的確に対応し、「地域の守り手」としての信頼を確かなものにすることができた。

これからも、地域の安全・安心を担う地域建設業がその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定したサステナブルな経営環境が求められる。そのためには引き続き、社会資本整備の着実な推進、働き方改革や処遇改善、建設キャリアアップシステム等による職場環境の整備、i-Construction等の生産性向上など様々な課題を克服していかなければならない。

特に、来年4月には時間外労働の罰則付き上限規制が建設業に全面適用されることから、これへの対応が待ったなしの状況にある。また、SDGsへの取組や積極的な広報活動など社会的要請にも応え、地域建設業が新3K（給与が良い・休暇がとれる・希望がもてる）に「カッコイイ」をプラスした新3K+Kの魅力溢れる業界となるよう前進していかななくてはならない。

以下の報告は、令和4年度、全国建設業協会（以下「全建」という。）が、これらの課題解決に向け、各都道府県建設業協会との連携の下に取り組んできた主な事項である。

## 1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工

### (1) 公共事業予算の安定的・持続的な確保と国土強靱化の推進

公共事業予算の安定的・持続的な確保については、まず、令和4年度第2次補正予算の編成の動きを受け、9月26日、29日に奥村会長から国土交通大臣、自民党幹事長、総務会長、政調会長、税制調査会長、公明党幹事長に対し補正予算における公共事業予算の確保に係る緊急要望を行った（P25）。

さらに公共事業予算の確保、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の着実な実施等について、10月の地域懇談会・ブロック会議において国土交通省に強く要望するとともに、その場で議論された意見・要望をまとめた令和4年度全国建設業協会要望を用いて、11月16日、18日、24日に奥村会長等から国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、自民党幹事長、総務会長、政調会長代理、国土強靱化推進本部長、地方創生実行統合本部長、公共工事品質確保に関する議員連盟（品確議連）会長、公明党幹事長等に対し全建要望活動を行った（P18）。

その結果、5か年加速化対策を含め令和4年度補正予算では約2兆円の公共事業費が計上され、また、令和5年度の当初予算では前年とほぼ同額の約6.1兆円が計上され、補正予算を合わせた16ヵ月予算で政府全体で約8.1兆円の公共事業関係費の予算が確保された。

また、国土強靱化対策の継続については、5月12日の自民党国土強靱化推進本部並びに5月17日の公明党新たな防災・減災・復興政策検討委員会及び防災・減災・国土強靱化推進PT合同会議に奥村会長等が出席し、また、10月の地域懇談会・ブロック会議や11月の全建要望活動等においても、現行の5か年加速化対策後も、引き続き継続的・安定的な防災・減災、国土強靱化の推進に取り組むこと等について要望を行った（P18、24）。

その結果、国土強靱化政策の新たな方向性を検討する与党のプロジェクトチームが発足し、5か年加速化対策に続く新たな中長期事業計画の法制化を視野に議論していく方針が表明された。

### (2) 公共事業の円滑な施工

令和3年度補正予算を含めた令和4年度における約8.1兆円の公共事業が円滑に施工され、建設業界の施工余力に対する懸念が払拭されるよう、地方公共団体との意見交換会

を、前年に引き続き各都道府県建設業協会に要請し、各協会において不要な不調・不落を防ぐべく、発注や執行上の課題等について意見交換を行った。

7月、8月に全国紙等で公共事業予算の多額の繰越しを問題視した報道が相次いでなされたことから、繰越しの原因は本来翌年度の当初予算で計上すべき国土強靱化予算を年末の補正予算で計上したことによるものであり、不調・不落も増加していない等の説明ペーパーを作成し、反論を国土交通省と連携し、主張した。

### (3) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

10月に全国9地域で地域懇談会・ブロック会議を開催し、経済対策・公共事業予算をはじめ、働き方改革や生産性の向上など、建設業界の喫緊の課題について、多くの意見・要望を地域の生の声として取り上げ、国土交通省幹部等と真摯な議論を行った。

[令和4年度地域懇談会・ブロック会議]

10/5 関東甲信越地域懇談会・ブロック会議 (東京・千代田区)	10/19 東海地域懇談会・ブロック会議 (岐阜市)
	10/20 中国地域懇談会・ブロック会議 (松江市)
10/12 九州地域懇談会・ブロック会議 (福岡市)	10/24 東北地域懇談会・ブロック会議 (山形市)
10/14 四国地域懇談会・ブロック会議 (松山市)	10/27 北陸地域懇談会 (富山市)
10/17 近畿地域懇談会・ブロック会議 (奈良市)	10/28 北海道地域懇談会 (札幌市)

各地域懇談会・ブロック会議で出された意見・要望は、全国47都道府県建設業協会の総意として「令和4年度全国建設業協会要望(国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために)」として取りまとめ、11月の全建要望活動で用いるとともに、12月13日に各地域懇談会・ブロック会議に出席した国土交通省幹部と全建正副会長及び理事・ブロック幹事協会会長等による意見交換会を開催し、ブロック会議での懸案事項等今後の課題解決に向けた対応策等について、総括的な意見交換を行った。

## 2. 処遇改善と働き方改革

### (1) 建設技能者等の処遇改善に向けた取組の推進

建設技能者等の賃金引上げ等を通じた処遇改善に向けた以下の取組を推進した。また、その取組の実施状況、課題等を把握するため、「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」を実施した。

### ① 建設技能者等の賃上げへの取組

令和4年2月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会における申し合わせに基づき、令和4年度事業計画に明記した「技能労働者の概ね3%の賃上げ」の目標について、目標周知用ポスターを作成する等により、各都道府県建設業協会及び会員企業と連携して取組を行った。

また、技術者及び技能者の処遇改善に向け、公共工事設計労務単価の更なる引上げ、一般管理費及び現場管理費の引上げ等について、10月の地域懇談会・ブロック会議や、11月の全建要望活動で要望するとともに、2月の自民党品確議連総会の場で奥村会長が出席して要望を行う等各方面各場面において要望した（P18、26）。



賃上げ目標のポスター

その結果、3月から適用される公共工事設計労務単価については、全国平均5.2%（主要12職種平均5.0%）の引上げ（11年連続）となった。

また、3月には、公共建築工場の現場管理費率の引上げが行われた。

さらに、3月に開催された国土交通省と建設業4団体との意見交換会において、令和5年には、建設技能者の概ね5%の賃金引上げを目指し、全ての関係者が取組を進めることを申し合わせた。

### ② 建設キャリアアップシステムの普及促進の取組

建設キャリアアップシステムの普及促進のため、「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を推進し、これまでの30都府県協会に加え、第3次登録として新たに8協会を追加登録した。また、3月に登録38協会の専務理事等をメンバーとする地域CCUS推進委員会を開催し、各協会の取組を紹介するとともに、出席した国土交通省等関係機関に各協会から要望を行った。

都道府県建設業協会の窓口において、建設業振興基金のCCUS登録窓口である認定登録機関（5協会）及び登録支援機関（27協会（事業者のみ9協会、事業者と技能者18協

会))を設置するとともに、登録利用促進活動(23協会)について、取組事例を収集し、各協会に周知すること等により活動の拡大を図った。

その結果、12月末現在の会員企業におけるCCUS事業者登録数は7,991社(全会員企業に占める登録率42.6%、対前年同期比2,095社、11.2ポイントアップ)となった。

また、9月の国土交通大臣との意見交換会、10月の地域懇談会・ブロック会議や11月の全建要望活動等において、CCUSのメリットに結びつくシステム・制度の改善、国費等での助成等について要望を行った。

その結果、CCUS応援団による技能者向け事業者向け特典が始まり、CCUSに週休2日達成状況確認機能等の発注者支援機能が追加されるとともに、カードリーダーの無償貸与事業や「建設キャリアアップシステム等普及促進コース」(厚生労働省の人材確保等支援助成金)が創設された。

### ③ 社会保険加入の徹底等

社会保険加入の徹底を通じ、下請企業を社会保険加入企業に限定するなどの社会保険加入促進のための運動・取組の周知徹底を図った。

また、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会の下に設置される建設業一人親方問題に関する検討会に参画し、意見・要望を提出し、一人親方問題に関するリーフレットの周知、一人親方問題を盛り込んだ「社会保険加入に関する下請指導ガイドライン」の周知を行った。

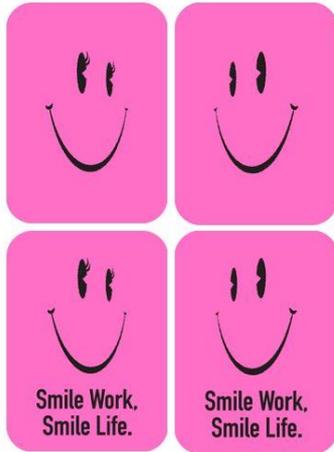
## (2) 働き方改革等の着実な進展に向けた取組の推進

建設業における時間外労働の罰則付き上限規制の適用を令和6年4月に控え、今後の働き方改革の一層の促進に向けた以下の取組を推進した。また、その取組の実施状況、課題等を把握するため、アンケート調査を実施した。

さらに、先進企業の好事例や地域建設業の魅力ある職場について、全建ジャーナルやWEB等で幅広く情報発信して会員企業への水平展開を図った。

### ① 「目指せ週休2日+360時間(2+360 ツープラスサンロクマル)運動」の推進

令和3年度に作成したポスター、リーフレットを使用し、「目指せ週休2日+360時間(2+360 ツープラスサンロクマル)運動」に引き続き取り組んだ。



時間外労働の上限規制の適用への対応を普及促進する観点から、週休2日制の普及を進めるため、週休2日制工事の拡充・普及促進、補正係数の引上げ等を関係機関に要望するとともに、週休2日（4週8休）実現企業の取組事例を収集し、ホームページに掲載するとともに全建ジャーナルを通じて情報発信した。

また、令和3年度に続き週休2日（4週8休）を実現した企業を「愛称：スマイルライフ企業」として自らPRしていただくためのシンボルマークを作成し、利用を図ることにより、更なる週休2日の普及促進を図った。

さらに、働き方改革推進支援センター本部（厚生労働省委託事業）と連携し、都道府県働き方改革センターの利用に関するパンフレット（2万部）を都道府県建設業協会及び会員企業へ配付し、利用促進を図った。

11月には「働き方改革の推進（建設業の長時間労働の削減と女性活躍の推進）」をテーマに全国建設労働問題連絡協議会を開催した。

## ② 外国人就労への対応

国内外における特定技能外国人の試験及び求職情報について、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供した。

特定技能外国人の業務区分の再編に当たり、関係機関と必要な意見調整を行い、その結果、これまで職種区分が19に細分化されていたものが、「土木、建築、ライフライン・設備」の3区分に統合されるとともに、これまで対象となっていなかった建設業に係る全ての作業が新区分に分類されることとなった。

また、建設業における技能実習制度の適正運営に当たり、関係機関に対し必要な提言を行うとともに、「外国人に対する災害情報の発信に関する取組」（内閣府）について周知を図った。

さらに、会員企業における特定技能外国人の受入状況を把握し、各都道府県建設業協会へ情報提供した（2月21日現在、受入認定企業数7,363社のうち会員企業は431社、外国人従事開始者21,216人のうち会員企業では1,169人）。

## ③ 女性の定着促進に向けた環境整備

各都道府県協会の女性部会の取組や活動状況等を水平展開するとともに、全建「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」で令和6年までの目標として掲げられた「全都道府県協会での女性部会の設立」に向け、未設立の協会に対し女性部会の設立等を個別に促した。

その結果、新たに3協会が女性部会を設立したことにより計34協会（女性部会23協会、地域の女性活躍推進活動に参画11協会）が設立等することとなった。また、令和6年までに全ての都道府県協会において、女性部会の設立（9協会）又は地域の女性活躍推進活動に参画（4協会）する予定となった。

また、11月には「働き方改革の推進（建設業の長時間労働の削減と女性活躍の推進）」をテーマに全国建設労働問題連絡協議会を開催した（再掲）。

#### ④ 高齢者の更なる活躍に向けた環境整備

令和3年4月施行の改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、高齢者の更なる活躍に向け、「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」において、会員企業の高齢者雇用の状況等を把握し、会員企業に情報提供した。

### （3）労働災害防止対策の推進

#### ① 墜落・転落災害等の防止と建設職人基本計画の見直しへの対応

建設職人基本法に基づく基本計画の見直しに係る会議（日本建設職人社会振興議連職人基本計画見直し検討会、建設職人基本法超党派国会議員フォローアップ推進会議）に参画し、地域建設業界の意見を反映するよう申入れを行った。

その後、これまで中断していた「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」（厚生労働省）及び「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者会合」（国土交通省）が再開し、これらにも参画した。

以上の結果、手すり先行工法については、法制化（義務化）ではなく、「手すり先行工等に関するガイドライン」の一部を見直すこととなり、また、足場の点検については、足場組立時等における点検実施者要件の法制化（資格化）ではなく、あらかじめ点検実施者を指名すること、点検実施者の氏名の記録・保存をすることとなった。

この方向で、労働安全衛生規則、「足場からの墜落・転落防止総合対策推進要綱」（厚生労働省）が改正され（3月14日）、そのことを都道府県建設業協会及び会員企業あて周知した。

また、建設業労働災害防止協会が実施する「高度安全機械等導入支援補助金」（厚生労働省）の周知・活用促進を図った。

## ② 労働安全衛生環境の整備

新型コロナウイルス感染対策における現下の対応として「With コロナに向けた政策の考え方」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の変更」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、「STOP！熱中症クールワークキャンペーンの実施」（厚生労働省）等についての周知を図った。

また、6月から1月にかけて、現場技術者を対象にした労働安全を中心とした研修会を開催（14協会、535人参加）し、「墜落制止用具の安全な使用のためのガイドライン」（厚生労働省通知）や法令改正の周知徹底及びリスクアセスメントの実施による同種災害の防止や安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図った。

## 3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組

### （1）新・担い手3法など法改正への対応

地方公共団体における品確法運用指針の運用状況等を調査・分析するため、「品確法運用指針の運用状況等に関するアンケート調査」を7月に実施し、地域懇談会・ブロック会議の場を通じて、関係機関に対し適正利潤の確保や働き方改革に資する提言・要望を行った。

また、都道府県・県庁所在市等における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の運用状況について調査を実施し、7月に調査結果を各協会へ提供するとともに、ホームページやマスコミ等を通じて広く情報発信を行った。

10月の地域懇談会・ブロック会議や11月の全建要望活動のほか、9月及び3月の国土交通大臣との意見交換会、2月の自民党品確議連総会等において、公共工事設計労務単価の引上げ、積算基準における現場管理費及び一般管理費の引上げ等について要望した（P18、26）。

その結果、2月14日に公共工事設計労務単価の全国平均5.2%（主要12業種5.0%）の引上げ（11年連続）が決定されるとともに、積算基準等発注に係る次の改定が行われた。

- ・週休2日交替制モデル工事の現場管理費の補正係数や週休2日制工事における市場単価方式の補正係数の設定の継続
- ・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化（歩掛の改正）
- ・工事積算における猛暑日を考慮した工期設定となるようにした「工期設定指針」の改定
- ・被災地復興係数・歩掛の継続（以上2月28日）
- ・公共建築工事の現場管理費率等の引上げ（3月30日）など

## （2）建設生産システムの高度化に向けた取組

### ① 建設生産システム・入札契約制度に関する諸問題への対応

当年度に初めて運用が開始された賃上げ実施企業を加点する総合評価方式については、8月と12月に国土交通省との意見交換会を行うとともに、10月の地域懇談会・ブロック会議、11月の全建要望活動、9月及び3月の国土交通大臣との意見交換会等の場で、業界の実情を説明し、運用の改善等を要望した（P18）。

その結果、減点措置を課さない特例措置の運用、企業の事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いの改善、実績確認における手続の簡素化や効率化が図られることとなった。

資材価格高騰に伴う建設工事への価格転嫁については、4月の自民党品確議連幹事会においてスライド条項等の契約約款上の課題について公共・民間にわたる対応及び検討を要望したのを皮切りに、10月の地域懇談会・ブロック会議、11月の全建要望活動等の場で、スライド条項の手続の簡素化や負担の軽減（単品スライドの品目ごとの1%の足切り、工事費の1%又は1.5%の控除等の見直し）等について要望した（P18、23）。

その結果、次のような措置が行われた。

- ・ 国土交通省より建設業団体、公共発注者、民間発注者に対し、取引価格を反映した適正な請負金額の設定及び適正な工期の確保に加え、スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施について周知文書が発出された（4月26日）。
- ・ 資材価格高騰の適切な価格転嫁等が下請事業者等に反映されるよう、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会の連名にて各事業団体宛に要請が行われた（4月28日）。
- ・ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（適正化指針）が一部変更され、適切な契約変更の必要性が生じうる事情の例示に資材等の価格の著しい変動、納期遅れ等が明記された（5月20日）。

- ・ 国土交通省は、工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について、実際の購入価格をスライド額として反映できること等とした（6 月 17 日）。
- ・ 国土交通省より Q&A が発出され、賃金水準の変更がなされなくてもインフレスライドの利用が可能であること（インフレスライドであれば、品目ごとの 1% の足切りがない）等、各スライド制度の概要、有効な活用場面等が明らかにされた（12 月）。

また、民間工事を含めた価格転嫁問題等に対応するため、国土交通省に「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」が設置され、価格変動リスクの分担等について検討が進められた。

国土交通省の発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会等へ参画し、特に、同懇談会維持管理部会や国土交通省道路局との意見交換会において、地域建設業からみた道路の維持管理工事や除雪業務に係る現状と課題について、提言・要望を行った。

その結果、国土交通省直轄の道路除雪工における少雪時におけるの固定的経費を計上する積算方法の試行については、妥当性をさらに検証するため継続となった。

## ② 生産性の向上

国土交通省の i-Construction 関連委員会（i-Construction 推進コンソーシアム、ICT 導入協議会、BIM/CIM 推進委員会等）へ参画し、中小地域建設企業の実情を踏まえた提言・要望を行うとともに、各都道府県建設業協会及び各専門委員に対して、随時、情報提供を行った。

令和 5 年度からの国土交通省直轄工事における BIM/CIM の原則適用に向け、活用促進を目的として実施要領及び活用ガイドライン等の制・改定が行われ、各都道府県協会において説明会が開催された。ICT 施工において新規適用工種に構造物工（橋梁上部工）が追加された。

## ③ 建設技術者の技術力向上

4 月から 6 月にかけて、建設工事における施工の工夫・改善事例の募集を行い、応募 142 件（土木 99、建築 35、環境その他 8）の中から、9 月に開催した建設工事事例選考委員会での選考を経て、優良事例 53 事例（土木 36、建築 12、環境その他 5）を選出し、2 月に当会会員専用ホームページに掲載した。

また、会員企業の現場技術者の技術力と資質の向上並びにプレゼンテーション能力の向上を目的として、11月に技術研究発表会を開催し、優良事例の中から、特に優れた11事例について事例発表を行った。

### **(3) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化**

#### **① 税制・金融等を活用した経営改善のための取組**

令和5年度税制改正要望については、事務局案を基に各都道府県建設業協会へ意見照会を行い、税制専門委員会において原案をとりまとめ、その後、経営委員会、理事会の承認を経て、9月に国土交通省へ要望書を提出し、11月に自民党予算・税制等に関する政策懇談会において要望を行うとともに、9月26日には自民党税調会長に要望を行った（P22）。

これに対して、中小法人における法人税率の軽減税率の延長、中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制・中小企業防災・減災投資促進税制のそれぞれ延長、中小企業が試験研究開発を行った場合の上乗せ税額控除の延長など、全8項目の要望のうち5項目が認められた。

年末に防衛費の拡充のための法人税増税が議論となった際には、特に中小建設業にとって法人税増税は賃上げの原資を失うといった点等で問題である旨を国土交通省と連携して主張し、その結果、多くの中小企業で増税とならないよう500万円の控除措置が設けられることとなった。

令和5年10月1日に導入されるインボイス制度に関して、国土交通省・財務省・国税庁による打ち合わせに参画し、建設業における消費税の仕入税額控除方法（財務省・国税庁はインボイス制度導入後は出来高検収方式を認めないと主張）等について、引き続き要望を行い、その結果、制度導入後も継続して出来高検収書による仕入税額控除が可能となった。

また、インボイス制度の導入に当たり、国土交通省からの通達・周知事項や各種支援措置の内容、また、説明会への講師派遣や広報に関する情報を提供した。2月27日の経営委員会では、財務省主税局よりインボイス制度について直接説明を受け、インボイス制度導入に係る対応について意見交換を行った。

#### **② 環境・安全関係法令への対応、残土等建設副産物の適正処理等への取組**

各都道府県建設業協会、建設マニフェスト販売センターと連携し、建設廃棄物の適正処理に係る講習会を17都道府県において33回開催した。

厚生労働省の建設廃棄物関連委員会（環境リサイクル推進施策検討小委員会、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会（工作物に関するワーキンググループ））に参画し、提言・要望を行った。

盛土規制法については、5月27日に公布され、令和5年5月26日に施行となるが、法案作成中より引き続き、過度な盛土規制が建設工事の円滑施工の妨げとならないよう、国土交通省に対し、建設発生土の一時的な仮置を適用除外とすることの申し入れを行った。

その結果、国土交通省において、工事施工に付随し、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に仮置するものについて、許可の対象外として規定する方向で検討が進められている。

また、盛土規制法に合わせて検討が進められた建設発生土のトレーサビリティを徹底するための資源有効利用促進法の省令改正については、元請企業による最終処分先までの確認は現実的に困難であり、ストックヤードへの搬出以降は、ストックヤード業者に確認を求めることを要望した。

その結果、ストックヤード運営事業者の登録制度が創設されることとなり、元請企業が国土交通省の登録を受けたストックヤードに建設発生土を搬出した場合は、ストックヤード以降の搬出先の確認を不要とすることとなった。

#### （４）新型コロナウイルス感染症対策

感染予防対策等に伴う請負契約上又は建設工事現場上の課題等について、適宜、関係機関へ提言・要望を行った。

全建の「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」について、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点をさらに進める内容となるよう2回改訂を行い、各都道府県建設業協会に周知した。

## 4. 建設業における社会的責任への取組

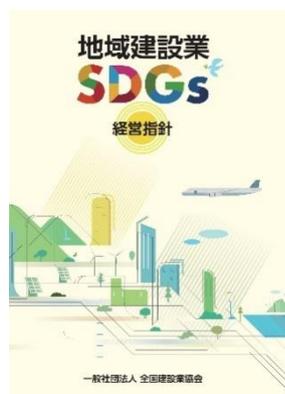
### （１）災害対応に係る体制の整備

各都道府県建設業協会との連携を図り、指定公共機関として、被災地域等の会員企業の対応状況を把握し、関係各所へ情報提供を行うとともに、災害発生時の応急復旧活動や鳥インフルエンザ、豚熱発生時の防疫対応について、地域建設業の地域の守り手としての役割をより一層認識してもらえるよう、資料作成の上、国土交通省や与党の会議の場等で情報発信を行った。

5月には、災害協定・防疫協定の締結状況等について調査を実施し、調査結果を取りまとめ、各都道府県建設業協会へ情報提供を行った。

また、現事務所が被災した場合の代替拠点における通信連絡手段について訓練を実施し、有事の際の行動・手順について確認を行った。

## (2) SDG s 経営への取組



SDG s 経営指針の冊子

4月1日、全建にSDG s 相談窓口を開設し、各都道府県建設業協会及び会員企業等からの問合せや相談に随時対応した。

6月3日に「地域建設業SDG s 経営指針」第1版を刊行した。各都道府県建設業協会を通じて、多くの会員企業に閲読いただき、地域建設業のSDG s の取り組み方を広く発信した。

全建ジャーナル<SDG s 取組事例>において、各都道府県建設業協会を通じて会員企業に取組事例を募集し、事例紹介を行った(5月、7月、8月、9月、12月、2月、3月号にそれぞれ掲載)。

地域建設業によるSDG s への取組に関して、会員企業による取組の促進及び地域へのPRを目的として、広報ポスター、クリアファイルを制作し、3月24日に各都道府県建設業協会へ送付した。

改正建築物省エネ法・建築基準法に関して、国土交通省主催の第1回連絡会議(11月25日)に参画し、理事会等において法改正の動向等の最新情報を提供した。



SDG s の広報ポスター

## (3) 建設業のCSRの推進とコンプライアンスの徹底

各都道府県建設業協会及び会員企業に対し、建設業が国民からより信頼される産業となるため、法令遵守、地域社会への貢献、自然環境への配慮のほか、より適正な企業（団体）活動の推進に向け、ホームページ、全建ジャーナルを活用し、CSR活動の推進に努めるとともに、会員企業のコンプライアンスの徹底に努めた。

全建ホームページに「建設業のコンプライアンス」のバナーを設置し、全建の「建設企業（団体）行動憲章」の関係部分の抜粋を掲載するとともに、公正取引委員会及び（公財）建設業適正取引推進機構のホームページへのリンクを張るなど、情報提供を行った。

#### （４）社会貢献活動の推進

建設業社会貢献活動推進月間の期間中である7月26日に、17回目となる中央行事を経団連会館において開催した。今年度も昨年度同様にコロナウイルス感染拡大防止の観点から、記念講演と懇親会を中止し、規模を縮小して実施した。

中央行事では、各都道府県建設業協会・支部・地区協会及び会員企業が取り組んだ優れた社会貢献活動51事例を顕彰するとともに、代表的な事例として、岡山県建設業協会のワクチン職域接種活動、三重県建設業協会伊賀支部の県立高校建築デザイン科の復活と同校へのフォローアップ支援の取組、前田建設・スター建設・牧野工業による小学校耐震工事の際にSDGsに結び付けた建設業の魅力紹介活動の3事例の発表を行った。

また、表彰された51事例については、「建設業社会貢献活動事例集」として取りまとめ、関係先に配布するなど、建設業界が実施している各種社会貢献活動を広くアピールした。

## 5. 戦略的広報の展開

### （１）「新3K+Kの建設業」等の積極的な広報活動の推進

全建の事業活動や各都道府県建設業協会、会員企業が行った様々な活動について、ホームページや全建ジャーナル、建設専門紙等への積極的かつタイムリーな情報発信を行った。

広報活動の一環として例年参加している、「利根川水系連合・総合水防演習」及び「子ども霞が関見学デー」は、コロナ禍に伴う規模縮小により参画できなかったが、11月に兵庫県で開催された「防災推進国民大会」には出展し、災害現場で活躍する建設業の「地域の守り手」としての活動を広くPRした。

総務委員会に「戦略的広報検討委員会」を設置し、広報活動の手段、広報活動の顕彰、災

害時・防疫対応時の広報活動等について検討を行い、全建や都道府県建設業協会の広報活動のあり方について、2月に「戦略的広報に関する報告書」として取りまとめた。

また、同報告書の提言を踏まえ、情報収集のための情報ツールの活用や、SNSによる広報の試行に着手した。



報告書の冊子

## (2) 広報体制の充実・強化

ホームページでは、全建が行った各種調査の集計結果や災害対応・防疫対応、行政機関や関連団体から広報支援の要請のあった各種お知らせ等、幅広く情報の提供を行った。また、閲覧者との情報のやり取りを暗号化（SSL化）し、セキュリティの向上を図った。

全建ジャーナルについては、建設業界の課題や関係省庁の施策、各都道府県建設業協会が行っている広報活動や社会貢献活動、働き方改革やSDGsに力を入れている会員企業を紹介した。また、担い手確保や生産性向上等についても取組事例を紹介する等、誌面の充実に努めた。

## 6. その他の事業・行事の開催

### (1) 役員会等の開催

役員会等を以下のとおり開催した。

- ① 相談役会議(4月12日)
- ② 監事監査(4月21日)
- ③ 理事会(4月22日、6月7日、6月30日、9月13日、11月16日、12月13日、2月15日、3月14日)
- ④ 正副会長会議(4月22日、6月7日、6月30日、9月13日、11月16日、12月13日、2月15日、3月14日)
- ⑤ 定時総会(6月7日)
- ⑥ 協議員会(9月13日、3月14日)
- ⑦ 全国会長会議(11月16日)
- ⑧ 地域懇談会等における諸問題の意見交換会(12月13日)

- ⑨ 全国専務・事務局長会議(3月23日)

## (2) 各種委員会等の開催

各種委員会等を以下のとおり開催した。

- ① 総務委員会(7月15日※、2月10日)
- ② 総合企画委員会(9月6日、3月3日)
- ③ 経営委員会(8月31日、2月27日)
- ④ 建設生産システム委員会(9月1日、3月13日)
- ⑤ 労働委員会(8月29日、3月8日)
- ⑥ 戦略的広報検討委員会(9月12日、11月28日、1月31日)
- ⑦ 表彰部会(3月30日)
- ⑧ 税制専門委員会(5月26日)
- ⑨ 建設工事事例選考委員会(9月28日)
- ⑩ 地域CCUS推進委員会(3月23日)

※ はリモート開催

## (3) 行事・諸会議の開催

### ① 建設関係功労者表彰、慰霊法要等の実施

#### i) 全建表彰(6月7日)

経団連会館において開催した定時総会において、表彰規程第2条関係246名、同第4条関係139社、同第5条関係596名の計981件を表彰し、賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

#### ii) 建設業社会貢献活動推進月間中央行事(7月26日)

経団連会館において開催した建設業社会貢献活動推進月間中央行事において、建設業社会貢献活動の功労者表彰を行い、27協会・支部等と会員企業24社を表彰し、賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

#### iii) 建設関係殉職者慰霊法要(9月13日)

増上寺において建設関係殉職者慰霊法要を開催し、不幸にも不慮の災禍に遭われ、職域に殉ぜられた40柱の御霊を合祀した。これにより、昭和12年に土木建築殉職者慰霊塔を建立以来、これまでに慰霊塔に合祀された御霊は、63,053柱となった。

## ② 全国建設労働問題連絡協議会

11月8日、浜離宮建設プラザにおいて第65回全国建設労働問題連絡協議会を開催し、「働き方改革の推進（建設業の長時間労働の削減と女性活躍の推進）」をテーマに次の4人の講演を行った。

- 1 「誰もが働きやすい職場を目指して ～女性の定着促進と働き方改革～」  
(株) 奥村組管理本部働き方改革推進専門部長 堀川祐三子 氏
- 2 「DX化による作業効率アップ及び働き方改革」  
ヤマグチ (株) 代表取締役副社長 山口秀典 氏
- 3 「若手職員定着のため、残業時間削減の取組」  
成友興業 (株) 取締役執行役員総務部長 元石真祐美 氏
- 4 「時間外労働の上限規制の適用にあたって」  
厚生労働省労働条件政策課課長補佐 初鹿知香 氏

## ③ 技術研究発表会

11月16日、鉄鋼会館において技術研究発表会を開催し、建設工事の施工上の工夫・改善、事業提案事例に応募のあった142事例の中から、建設工事事例選考委員会の審査を経て選考された優秀な11事例のプレゼンテーションを実施した。

最優秀賞には清水建設(株)の小木曾淳弥氏が発表した「3眼カメラによる配筋検査の生産性向上」、特別賞には(株)山辰組の馬渕剛氏が発表した「水替工のコスト削減とカーボンニュートラル」がそれぞれ選ばれた。

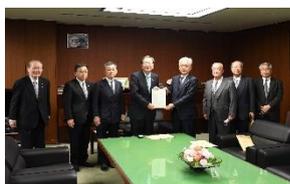
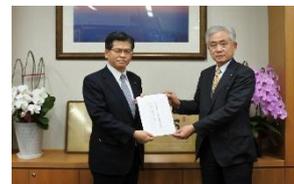
## ④ 経営者層の研鑽のための施設見学会

2月10日理事会終了後に、正副会長、理事・監事、事務局等で、埼玉県幸手市の(株)奥村組「ニトリ幸手DC新築工事」において、キャリアアップシステムのカードの利用等にポイントを付与し自動販売機で飲料と交換できる仕組み、プロカメラマン撮影の作業員等の働く姿の写真の掲示により働きがい高める工夫等を見学した。

## 7. 主要要望事項等

### ◎ 令和4年度 全国建設業協会要望（国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために）

各地域懇談会・ブロック会議などで出された意見・要望を以下のとおり取りまとめ、11月16日に開催された理事会での承認を経て、同日、11月18日、24日、奥村会長以下全建役員等が斉藤国土交通大臣等の国土交通省幹部、谷国土強靱化担当大臣、自民党茂木幹事長、遠藤総務会長、新藤政調会長代理、二階国土強靱化推進本部長、林地方創生実行統一本部長及び根本品確議連会長、石井公明党幹事長に要望を行った。



#### 令和4年度 全国建設業協会要望

国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の引上げ等により、全体として改善傾向にありましたが、今般のコロナ禍、ウクライナ危機や円安により、内外経済の先行きが不透明になっている状況において、民間建設投資の冷え込み、資機材価格の高騰・品薄の影響等によって、地域建設業にも深刻な影響が広がっています。

また、今年も豪雨、台風の襲来等の大規模な災害が全国各地で発生し、自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する地震災害への対応も喫緊の課題となっています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があります。そのためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠と

なります。

なお、一部で、公共事業予算において4兆円を超える繰越額が発生したことが問題であるかの報道が繰り返されましたが、これは本来当初予算で計上すべき国土強靱化予算が補正予算で計上されたこと等によるものであり、建設業界の施工余力に全く問題はありません。

また、担い手確保については、本会では、新3K(給与、休暇、希望)+K(カッコいい)の実現に向け、再来年に迫った時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「2+360(ツープラスサンロクマル)運動」、技能者の概ね3%賃上げ運動、ICT、DX、広報活動等に取り組んでおりますが、これらはいずれも、公共工事等の発注者側の理解と連携・協力が必須であります。

このような状況を背景として、本会は、本年10月に、全国九ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、左記のとおり意見を取りまとめました。諸事情をご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

## 記

1. 激甚化・頻発化する災害から国民の生命・財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するため、令和5年度予算において、今年度を上回る公共事業関係費を確保すること。  
また、過日閣議決定された、公共事業費を含む今年度補正予算については、その早期成立及び早期執行を図ること。  
活力ある地方創生のため、地方に公共事業予算を重点配分すること。
2. 特に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、令和5年度以降の予算においては、当初予算化を含めて必要額を別枠で確保すること。  
また、現行の5か年加速化対策後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的な防災・減災、国土強靱化の推進に取り組むこと。この場合、国土強靱化法の改正を含め、例えば、5か年ごとの中長期的計画を策定し、これと予算措置をリンクさせる仕組み等についても検討すること。
3. 資材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、公共工事において、直近の実勢価格を予定価格に適切に反映すること。契約後の資材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図ること。  
また、これらについて、地方公共団体への徹底を図るとともに、地方公共団体における円滑な価格変更に資する「長による専決処分」の議決を進めること。  
スライド条項については、手続の簡素化を図るとともに、受注者負担の軽減のため運用の改善(例えば、単品スライドの品目類ごとの対象工事費の1%の足切り、対象工事費又は残工事費の1%又は1.5%の控除等の見直し)を図ること。  
さらに、民間発注者に対しても、資材価格の急騰に伴う価格変更協議に応じるよう、指導すること。
4. 再来年に迫った時間外労働の上限規制の適用に向け、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定、

用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等に取り組むこと。

また、週休2日制の普及を進めるため、週休2日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、補正係数の引上げ等を行うこと。

さらに、近年の異常気象による夏場の作業効率の低下に対応し、熱中症対策費の計上、工期の延長等に取り組むこと。

これらについて、地方公共団体、特に市町村にも徹底を図ること。

併せて、中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者に対して周知徹底するとともに、著しく短い工期となっている発注者に対し実効性のある措置をとること。

5. 技能者の賃上げのため、設計労務単価の更なる引上げを行うこと。この場合、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

技術者等の賃上げのため、現場管理費及び一般管理費の引上げを行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

また、総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、受注の成否等により賃上げの原資となる利益が変動する建設業の特性に鑑み、賃上げの実績を事後に評価することや複数年で評価すること等、経営実態に即した柔軟な運用を検討すること。

6. 建設キャリアアップシステムについては、同システムが技能者の処遇改善につながる道筋を早急に明確化すること。このため、カードタッチとカードのレベルアップとのリンク、カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ等、キャリアアップに伴う処遇アップ策の具体化に取り組むこと。

また、中小規模の建設現場でもキャリアアップシステムを使った現場管理がメリットとなるよう、システム・制度の改善を進めること。

さらに、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上・国費等での助成・税制上の優遇措置、登録手続の簡素化等を行うこと。

7. 地域建設企業が健全で安定的な経営を続けるため、新・担い手3法及びその趣旨並びに「発注関係事務の運用に関する指針」を、全ての公共工事発注者に周知徹底を図ること。

特に、ダンピング受注の排除のため、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠の引上げと計算式の見直しなどのダンピング対策の強化に取り組むとともに、同対策の市町村への徹底を図ること。

地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約等を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。

東日本大震災の被災地においては、労務や資機材等の価格の高止まりや施工環境が依然として厳しい状況にあることから、復興係数等の被災地特例施策については、継続又は段階的な措置を講じること。

8. 全国の現場での生産性向上を図るため、中小建設企業へのICT施工の普及とBIM/CIMの導入に向けて、ICT対象工事の拡大、人材育成、建機・関係設備導入に係る支

援の拡充を図るとともに、小規模工事を含めた積算基準の見直し等に取り組むとともに、コンクリート工のプレキャスト化を推進すること。

また、遠隔臨場による監督・検査や受発注者間のASP方式による現場情報共有等、更なるDX化の推進に取り組むこと。

さらに、工事書類の更なる標準化・簡素化と都道府県、市町村等を含む公共発注機関の書式の統一化を進めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

9. 本年成立した盛土規制法については、法律上、土石の堆積にも広く知事による許可制が敷かれるようになっているが、政省令・運用基準の策定に当たっては、建設工事の円滑な施工に支障のないよう、建設業者による建設残土の一時仮置きへの適切な適用除外、安全を図りつつも過剰規制とならない区域指定・許可の基準等を定めること。

10. 公共工事標準請負契約約款における、災害関連工事以外の工事において「不可抗力」により生じた損害額についての、受注者による請負代金額の1%負担を撤廃すること。

また、災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、公的補償措置を充実させるとともに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

除雪作業について、試行中の少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

11. 地域建設業は、災害発生時には、誰よりも先に現場へ駆け付け、二次災害の危険のある中、昼夜を問わず道路啓開などの初動から対応に当たり、災害現場の最前線で重要な役割を果たす「地域の守り手」である。しかし、メディアに取り上げられるのは自衛隊や警察・消防ばかりで、地域建設業が取り上げられることはほとんどない。

このため、「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の(かっこいい)活躍が広く国民に周知されるよう、例えば、国土交通省のテックフォース広報班が自省職員のみならず、地域建設企業の復旧作業に取り組む姿を撮影・広報する、災害協定において、発注者による出動した建設企業の撮影・広報についても規定する等、官民が連携して積極的な広報に取り組むこと。

このほか、社会資本整備や災害対応等の地域建設業の役割の周知が、若年者及び女性の入職促進に生かされるよう、様々な広報戦略を検討すること。

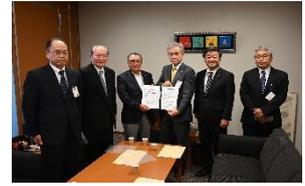
12. 地域建設業への若手技術者等の入職の母体となる建築・土木系学科の高校等における維持・拡充に向けて、産学官の連携により取り組むこと。

令和4年11月16日

一般社団法人 全国建設業協会会長 奥村太加典  
以下各都道府県建設業協会 会長名(略)

## ◎ 令和5年度の税制改正に関する要望

各都道府県建設業協会からの意見をもとに、税制専門委員会において原案を取りまとめ、経営委員会、理事会の承認を経て、以下の要望書を9月18日に国土交通省、11月10日に自由民主党にそれぞれ提出するとともに、9月26日に自民党宮沢税制調査会長に要望した。



### 令和5年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻が拍車をかけた建設資材等の価格高騰は、建設業に深刻な影響を与えています。また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に伴い、民間発注工事の冷え込み等も懸念されています。

そのような中、令和4年度公共事業関係費は、前年度とほぼ同額の予算が計上されましたが、中小企業を主体とする地域建設業の景況感は、依然として悪い傾向が続いています。これは、大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差のほか、建設資材の価格高騰等による利益率の低下により、地域のインフラ整備や維持管理等を担うべき地域建設業が、厳しい経営環境に置かれているからと考えられます。

地域建設業は、地域の雇用と経済を支えるとともに、社会資本整備の担い手であり、ひとたび災害が発生した場合には、真っ先に応急復旧や復興に携わる「地域の守り手」でもあります。

地域建設業が今後もこのような社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を踏まえ、本会の総意により、

- ・租税特別措置等の創設・延長・改善要望
- ・運用、手続等の改善要望

につき、令和5年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

#### I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

##### 1. 中小法人における法人税率の軽減税率の延長

2. 非上場企業等の事業承継税制による特例承継計画の提出期限の延長
3. 中小企業経営強化税制の延長等
4. 中小企業投資促進税制の延長
5. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長
6. 試験研究を行う中小企業等の一般型（中小企業技術基盤強化税制）の上乗せ税額控除期限の延長
7. 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る特別措置の創設
8. 工事契約に係る印紙税の撤廃

## II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

## ◎ 高騰する建設資材価格等の迅速かつ適切な建設工事価格への転嫁に関する要望

4月13日に開催された自民党の品確議連幹事会に出席し、以下の要望を行った。

### 高騰する建設資材価格等の迅速かつ適切な建設工事価格への転嫁に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」とすると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

しかしながら、現下の世界的な資源・資材価格の高騰の影響は大変深刻であり、現状の価格高騰が継続すれば、地域建設業は、健全な経営を維持することが困難となる可能性があります。

このため、資材価格等の上昇分を民間も含めた発注者において、適切に工事代金に転嫁していただくとともに、価格上昇に伴う柔軟な条件変更が可能となるよう、下記の事項の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 公共工事においては、公共工事標準契約約款に定められている物価スライド条項について、現下の価格高騰に対応した適切な運用を徹底していただくとともに、当該条項に基づく申請手続の迅速化、簡素化等の柔軟な運用がなされること。特に市町村等地方公共団体に対してこれらの指導をしていただきたいこと。
2. 資材価格の実勢調査を行う民間調査会社に対し、急激な資材価格等の高騰を速やかに積算資料等に反映することより、発注時の設計単価に実勢価格が適切に反映されるよう、調査方法の見直し・改善を指導していただきたいこと。  
なお、積算資料が実勢価格とずれていることが明らかな場合には、発注者側で見積もりをとるなど、適切な対応をお願いしたいこと。
3. 民間工事においては、民間工事標準契約約款に規定されている工期中の価格変動に係る条項を契約時に設定するとともに、受注者からの協議の申し入れに対しては誠実に対応していただくよう、発注者に指導していただきたいこと。  
なお、民間工事標準契約約款にも、一定額を超える価格変動時に請負金額を変更するスライド条項の規定を盛り込むよう検討していただきたいこと。

以上

## ◎ 国土強靱化の推進に関する要望

5月12日に開催された自民党の国土強靱化推進本部会議並びに5月17日に開催された公明党の新たな防災・減災・復興政策検討委員会及び防災・減災・国土強靱化推進PTの合同会議にそれぞれ出席し、以下の要望を行った。

### 国土強靱化の推進に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」でもあります。

地域建設企業を主たる構成員とする本会では、近年の頻発化・激甚化する自然災害への対応を通じ、防災・減災対策は最優先かつ喫緊の課題であると認識しており、また、自然災害に対して脆弱な我が国の実情に鑑みますと、災害が起こる度に対応するよりも、事前防災の観点から計画的かつ着実に強靱な国土づくりを進めるべきと考えております。

現行の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（5か年加速化対策）は、令和7年度までとされていますが、これで国土強靱化が完了するはずもなく、引き続きの強靱な国土づくりの継続が求められます。

このため、下記の事項の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による強力な政策の推進を賜りますよう、お願い申し上げます。

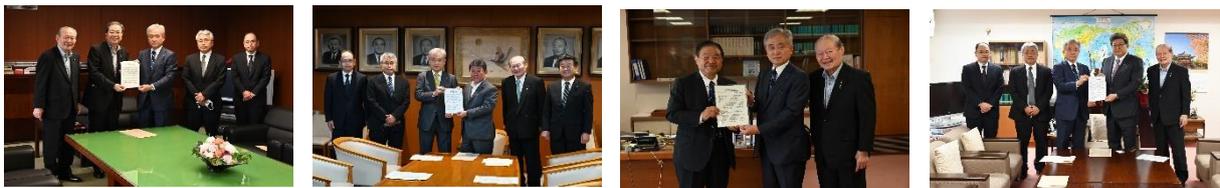
#### 記

1. 現行の5か年加速化対策が計画的かつ着実に実施されるよう、令和5年度以降については、当初予算化を含め、必要額を別枠で確保すること。
2. コロナ禍による財源不足に苦しむ地方においても、国土強靱化が着実に進むよう、地方への補助金・交付金の重点配分を行うこと。
3. 5か年加速化対策後も、引き続き、継続的・安定的な防災・減災、国土強靱化の推進に取り組むこと。この場合、国土強靱化基本法の改正も含め、例えば5か年ごとの中長期計画を策定し、これと予算措置とをリンクする仕組みづくりについて検討していただきたいこと。

以上

### ◎ 令和4年度補正予算における公共事業予算の確保に係る緊急要望

9月26日、29日に奥村会長が斉藤国土交通大臣、自民党茂木幹事長、遠藤総務会長、萩生田政調会長及び宮沢税調会長、公明党石井幹事長に以下の要望を行った。



#### 令和4年度補正予算における公共事業予算の確保に係る緊急要望

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村太加典

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える重要な役割を担っています。

地域建設業が引き続き社会的使命を果たしていくには、健全で安定した経営を継続して行う必要があります、そのためには、安定的・持続的な事業量の確保が不可欠であります。

一昨年から続くコロナ禍、さらに今年のロシアのウクライナ侵攻により、内外経済の先行きがより不透明となっている状況において、資材の高騰・品薄など、建設業にも深刻な影響が広がっています。

一方、今年も日本各地で大雨による災害が発生し、多くの国民の生命・財産に被害が生じており、防災・減災のための国土強靱化が引き続き喫緊の課題となっています。

なお、一部で、公共事業予算で4兆円を超える繰越額が発生したことが問題であるかの報道がありました。これは、本来当初予算で計上すべき国土強靱化予算が補正予算で計上されたことや、施工の平準化のための措置によるものであり、建設業界の施工余力には全く問題ありません。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、早急に令和4年度補正予算を編成するとともに、編成に当たっては、下記事項についてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1. コロナ禍からの日本経済の早期回復、及びこれを支え、国民の安全・安心を守るインフラ整備のため、補正予算において資材価格の高騰を考慮した大規模な公共事業予算を確保すること。
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の迅速な実施により、国土強靱化が着実に進むよう、(令和5年度当初予算における別枠計上のみならず) 令和4年度補正予算においても、十分な予算を確保すること。
3. 資材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、公共工事において、設計価格に直近の実勢価格が適切に反映されるよう、また、スライド条項の適切な運用・手続の簡素化・受注者負担の軽減が図られるよう、検討・指導いただきたいこと。

また、民間発注者に対しても、価格変更協議に応じるよう、指導いただきたいこと。

以上

## ◎ 持続可能な建設業のための経営基盤の確立と処遇改善に関する要望

2月8日に開催された自民党の品確議連総会に出席し、以下の要望を行った。



## 持続可能な建設業のための経営基盤の確立と処遇改善に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」（別添）であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

このような地域建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、経営基盤の確立と担い手の確保が不可欠であり、そのためには、防災・減災、国土強靱化の推進等による安定的な事業量の確保と建設業従事者の処遇改善が必要です。

このため、下記の事項の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. 建設技能者の賃上げ資金の確保のため、引き続き、公共工事設計労務単価の引上げを行うこと。特に時間外労働の上限規制の適用を令和6年度に控え、週休二日制の普及を進めるため、休日が増えても年収ベースでの減収とならないよう、補正係数の引上げや休日分を補う労務単価の増額を行うこと。  
また、現場技術者その他従事者の賃上げ資金の確保のため、積算基準における現場管理費及び一般管理費の引上げを行うこと。
2. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の着実な推進と、同対策の終了後も国土強靱化を継続的に進めるため、国土強靱化基本法の改正も含め、例えば5か年ごとの中長期計画を策定し、これと予算措置とをリンクする仕組みづくりについて検討すること。
3. 総合評価落札方式における賃上げ加点措置について、受注の成否等により賃上げの原資となる利益が変動するリスクが大きい建設業の特性に鑑み、経営実態に即した柔軟な運用（過大な減点措置の見直し、賃上げの実績をその後の工事で評価すること、複数年で評価すること等）を検討すること。
4. 公共工事における単品スライド、インフレスライドについて、それぞれ手続の簡素化を図るとともに、受注者負担の軽減のための運用の改善（単品スライドの品目類ごとの1%の足切り、単品スライド及びインフレスライドの1%の控除等の見直し）を図ること。  
さらに、民間発注者に対しても、資材価格高騰に伴う価格変更協議に応じるよう、指導すること。

以上